



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1111	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	1
1112	〃	(〃).....	1
1113	大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課).....	2
1114	大規模小売店舗の変更の届出	(〃).....	3
1115	〃	(〃).....	4
1116	大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要	(〃).....	5
1117	〃	(〃).....	6
1118	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	6
1119	基本測量の実施	(技術調査課).....	7
1120	道路の区域変更	(道路保全課).....	7
1121	道路の供用開始	(〃).....	7
1122	和歌公園区域内に放置されている所有者不明の物件の措置	(都市政策課).....	8
1123	返還金の収納事務の委託	(教育委員会).....	8

○ 公安委員会告示

44	技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	9
----	---------------------	-------	---

○ 警察本部告示

17	一般競争入札による落札者の決定	10
----	-----------------	-------	----

告 示

和歌山県告示第1111号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和4年10月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3011000860	さくらマーリン	橋本市東家六丁目1-4 グランドビル2F	就労移行支援 就労継続支援A型	身体障害者（肢体不自由者、聴覚・言語障害者又は内部障害者に限る。） 知的障害者 精神障害者	さくら福祉サービス合同会社	岩出市桜台621番地	令和4.10.1

和歌山県告示第1112号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の

指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和4年10月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3012125 237	おはな	日高郡日高川町 小熊3990番地3	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	特定なし	株式会社SOuR IRE	日高郡日高川町 小熊3990番地3	令和 4.10.1

和歌山県告示第1113号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和4年10月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）西松屋梶取店
和歌山県和歌山市梶取162-1
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社西松屋チェーン 代表取締役 大村浩一
兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社西松屋チェーン 代表取締役 大村浩一
兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1
- 大規模小売店舗の新設をする日
令和5年5月21日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,174㎡
- 駐車場の収容台数
38台
- 駐輪場の収容台数
10台
- 荷さばき施設の面積
29.3㎡
- 廃棄物等の保管施設の容量
6.0㎡
- 開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後9時

- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後9時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
1か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日
令和4年9月20日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 令和4年10月7日から令和5年2月7日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1114号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和4年10月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
モンティグレ
和歌山県和歌山市七番丁26-1外9筆
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤光博
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）縦覧図書記載のとおり
（変更後）縦覧図書記載のとおり
- 4 変更年月日
平成19年12月31日他
- 5 変更する理由
小売業者の入退店及び代表者の変更のため
- 6 届出年月日
令和4年7月14日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 令和4年10月7日から令和5年2月7日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1115号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和4年10月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイソー海南下津店・ココカラファイン海南下津店
和歌山県海南市下津町上150番2外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣
和歌山県和歌山市中島185番地の3
東京センチュリー株式会社 代表取締役 馬場高一
東京都千代田区神田練堀町3番地

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) オークワ海南下津店・ココカラファイン海南下津店
(変更後) ダイソー海南下津店・ココカラファイン海南下津店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣
和歌山県和歌山市中島185番地の3
東京センチュリー株式会社 代表取締役 野上誠
東京都千代田区神田練堀町3番地

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣
和歌山県和歌山市中島185番地の3
東京センチュリー株式会社 代表取締役 馬場高一
東京都千代田区神田練堀町3番地

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣
和歌山県和歌山市中島185番地の3
株式会社ココカラファインヘルスケア 代表取締役 塚本厚志
神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番6号
(変更後) 株式会社大創産業 代表取締役 矢野靖二

広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号

株式会社ココカラファインヘルスケア 代表取締役 塚本厚志

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番6号

4 変更年月日

- (1) 令和2年10月16日
- (2) 令和4年4月1日
- (3) 令和2年10月16日

5 変更する理由

- (1) 店舗名称の変更のため
- (2) 代表者の変更のため
- (3) 小売業者の入退店のため

6 届出年月日

令和4年7月14日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県海草振興局地域振興部企画産業課（和歌山市湊通丁北一丁目1番地の4）

海南市まちづくり部産業振興課（海南市南赤坂11番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和4年10月7日から令和5年2月7日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1116号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和4年10月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

松源小雑賀店

和歌山県和歌山市小雑賀二丁目431番

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和4年和歌山県告示第651号

3 意見の概要

- (1) 環境面、衛生面、排出量及び回収ペースを考慮した廃棄物保管施設を確保してください（生ゴミについては2日分以上を確保できる施設にしてください。）。
- (2) 騒音規制法、振動規制法等の法令を遵守するとともに、近隣住民との関係を良好に保ち、苦情等の申出があれば真摯に対策を講じてください。特に、荷さばき作業に伴う突発音、廃棄物や調理に伴う臭い等の苦情が懸念されます。十分な対策を講じてください。
- (3) 産業廃棄物を保管する場合、保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないように保管してください。
- (4) 当該地の隣接道路に、宮前小学校及び東和中学校の通学路が設定されているため、工事の際は、十分に注意してください。

なお、工事車両等の搬入ルート、通行時間及び安全対策等について、事前に両学校への十分な説明を行ってください。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和4年10月7日から同年11月7日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1117号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和4年10月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス岩橋店

和歌山県和歌山市岩橋字宮ノ段981番1

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和4年和歌山県告示第660号

3 意見の概要

(1) 環境面、衛生面、排出量及び回収ペースを考慮した廃棄物保管施設を確保してください（生ゴミについては2日分以上を確保できる施設にしてください。）。

(2) 騒音規制法、振動規制法等の法令を遵守するとともに、近隣住民との関係を良好に保ち、苦情等の申出があれば真摯に対策を講じてください。特に、荷さばき作業に伴う突発音、廃棄物や調理に伴う臭い、事業所の排水等の苦情が懸念されます。十分な対策を講じてください。

(3) 産業廃棄物を保管する場合、保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないように保管してください。

(4) 当該地の隣接道路に、西和佐小学校及び高積中学校の通学路が設定されているため、工事の際は、十分に注意してください。

なお、工事車両等の搬入ルート、通行時間及び安全対策等について、事前に両学校への十分な説明を行ってください。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和4年10月7日から同年11月7日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1118号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和4年10月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 紀の川市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び那賀振興局農林水産振興部林務課並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1119号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年10月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（GNSS測量）
- 2 作業期間 令和4年10月17日から令和5年2月28日まで
- 3 作業地域 和歌山県田辺市及び新宮市並びに西牟婁郡白浜町、上富田町及びすさみ町並びに東牟婁郡那智勝浦町、太地町及び串本町

和歌山県告示第1120号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年10月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字清水字古深田641番1地先から同町大字清水字柳久保675番地先まで	旧	7.33 } 9.28	135.00	
同上	新	9.44 } 11.00	135.00	

和歌山県告示第1121号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年10月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 国道

路線名 480号

供用開始の区間 有田郡有田川町大字清水字古深田641番1地先から同町大字清水字柳久保675番地先まで

供用開始の期日 令和4年10月7日

和歌山県告示第1122号

都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第27条第3項の規定に基づき、和歌公園区域内に放置されている所有者不明の物件の措置を次のとおり行う。

令和4年10月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 物件の所在及び種類等

(1) 所在

和歌山市和歌浦南三丁目 和歌公園区域内

(2) 種類等

次に掲げる物件

種 類	車 種	色
軽自動車	スズキ ワゴンR	シルバー

2 所有者等の行うべき措置

当該物件の所有者、占有者その他当該物件について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課に連絡した上で、この告示の日から30日以内に当該物件を撤去すること。

3 和歌山県知事の行う措置

所有者等がこの告示の日から30日以内に2の措置を行わないときは、公園管理者は、当該措置を自ら行い、又は他の者に命じ、若しくは委任して当該物件を撤去するものとする。

なお、撤去後に所有者等が判明した場合には、当該所有者等に対して、法第27条第9項に基づき、当該撤去に要した費用を請求するものとする。

4 連絡先

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課（電話番号073-441-3230）

和歌山県告示第1123号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、和歌山県修学奨励金並びに和歌山県地域改善対策進学奨学金、和歌山県地域改善対策進学通学用品等助成金及び和歌山県地域改善対策進学援助金に係る返還金の収納事務を、令和4年3月1日から次の者に委託した。

なお、平成26年和歌山県告示第90号（返還金の収納事務の委託）は、廃止する。

令和4年10月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

紀陽情報システム株式会社	和歌山県和歌山市中之島2240番地
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号
株式会社セコマ	北海道札幌市中央区南九条西五丁目421番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号

株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第44号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「国家公安委員会規則」という。）第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

令和4年10月7日

和歌山県公安委員会委員長 竹田 純久

1 審査の種類等

種 類	内 容	期 日	場 所
技能検定員審査（大型） 技能検定員審査（中型） 技能検定員審査（準中型） 技能検定員審査（普通） 技能検定員審査（大特） 技能検定員審査（牽〔けん〕引） 技能検定員審査（大型二種） 技能検定員審査（中型二種） 技能検定員審査（普通二種）	技能検定に関する技能及び知識	令和4年11月16日（水）から同月18日（金）まで	和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部 交通部運転免許課
教習指導員審査（大型） 教習指導員審査（中型） 教習指導員審査（準中型） 教習指導員審査（普通） 教習指導員審査（大特） 教習指導員審査（牽〔けん〕引） 教習指導員審査（大型二種） 教習指導員審査（中型二種） 教習指導員審査（普通二種）	教習に関する技能及び知識		

2 申請手続

(1) 申請の受付期間

令和4年10月17日（月）から同月24日（月）までの毎日（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）午前9時から午後5時まで

(2) 申請場所

和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課

(3) 申請に必要な書類等

ア 運転免許証

イ 審査申請書（申請場所所定の用紙を交付する。）

ウ 国家公安委員会規則第17条各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

エ 写真（申請前6か月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの無帽、正面、上三分身、無背景のもの） 1枚

(4) 技能検定員及び教習指導員審査手数料

審査の種類ごとに和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）で定める金額

3 審査についての問合せ先

和歌山県警察本部交通部運転免許課講習・教習所係（電話073-473-0110 内線364）

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第17号

取調べ録音録画装置賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年10月7日

和歌山県警察本部長 山崎 洋平

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
取調べ録音録画装置賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
令和4年8月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
三菱電機クレジット株式会社
東京都品川区大崎一丁目6番3号
- 5 落札金額
月額825,000円（うち消費税及び地方消費税の額75,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和4年7月12日